4

新令第十一条の規定による調査及び整理の基準となる毎年三月、六月、九月及び十二月の一日が前条ただし書に規定する規定の施行の日から公示日の前々日までの間にある場合における新令第十一条の規定の適用については、同条中「を調査し」とあるのは「、年齢満十八年のもの及び年齢満十九年のもの（第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。）にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十七号）附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録（以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。）及び法第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（被登録資格の決定の基準となる日をいう。以下この条において同じ。）が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものにあつては」と、「ため」とあるのは「ため、これらの者について調査し、」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加える。

第百九条中「においては」を「には」に改め、「第三十七条第三項及び第四項」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第百六十五条の二、第百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第百十四条及び第百十七条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加える。

第百八十四条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に改め、「第四十八条第一項及び第二項」の下に「、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）」を加え、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加える。

第百八十七条中「においては」を「には」に改め、「第三十八条第三項」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第百六十五条の二、第百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第二百十三条の五第一項中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に限る。）を除く。）」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加え、同項の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第一項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十三条の五第一項の表第五十九条の四第四項の項を次のように改める。

第五十九条の四第四項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十三条の五第一項の表第五十九条の五の四第七項の項を次のように改める。

第五十九条の五の四第七項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十三条の七中「においては」を「には」に改め、「第三十七条第三項及び第四項」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第百六十五条の二、第百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第二百十四条の四中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に限る。）を除く。）」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加え、同項の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第一項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十四条の四の表第五十九条の四第四項の項を次のように改める。

第五十九条の四第四項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十四条の四の表第五十九条の五の四第七項の項を次のように改める。

第五十九条の五の四第七項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十五条の四中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第百四条に関する部分に限る。）を除く。）」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加え、同条の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第一項	により当該	により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の
	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）